平成２３年（フ）第１５５５号
福岡県糸島市志摩桜井1524番地３
債務者　大野　祐人
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７９号
福岡市西区生松台３丁目９番10号
債務者　辻山　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８９号
福岡市南区警弥郷２丁目12番25号
債務者　山口　隆史
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬952番地５
債務者　田口　周一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５０号
福岡市西区下山門団地22番302号
債務者　西村香代子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５３号
福岡市中央区小笹１丁目15番10―505号
債務者　水島　正裕
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６４号
福岡県宗像市田熊５丁目４番１号宗像レイクハイツ203号
債務者　村上　　綾（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７７号
福岡県朝倉市小田1247番地１
債務者　林　美香子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７８号
福岡県福津市福間南５丁目３番６号
債務者　畑谷　　昇
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目９番12号
債務者　井上　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９０号
福岡市早良区南庄５丁目４番23―302号
債務者　松田　史郎
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９１号
福岡市早良区南庄５丁目４番23―302号
債務者　松田　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９５号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵675番地セジュール須恵103号
債務者　樋口　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木592番地１
債務者　副枝恵美子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７００号
福岡市城南区鳥飼７丁目34番204号
債務者　中尾英理子（旧姓田崎）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０２号
福岡県宗像市田熊５丁目12番21号
債務者　永濱　寿子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０５号
福岡市南区柏原６丁目62番６―703号
債務者　石橋　英昭
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４０号
福岡市南区寺塚２丁目４番４―306号
債務者　伊澤　和久
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部